

令和6年5月17日(金)午後1時

国分寺市役所 第3委員会室

第5次第4回被害救済委員会 議事録概要

事務局

お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は6名の委員全員が出席されておりますので、国分寺市消費生活条例第19条第2項に基づき、会議が成立していることを報告いたします。

それでは、ここからの進行を会長にお願いいたします。

会長

では、第5次第4回の国分寺市被害救済委員会を進行してまいります。

なお、国分寺市消費生活条例第20条の規定に基づき、国分寺市経済課の消費生活相談員に出席していただいております。

本日の会議に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

事務局

配布資料をお手元に御用意ください。資料1 諮問事項に対する答申について(案)、資料2 議事要旨、配布資料は以上です。

会長

それでは、答申を確定させる議論をしていきます。事務局から、答申案の説明をお願いいたします。

事務局

(答申案の説明)

会長

ありがとうございました。

まず、付言事項について補足させていただきます。前回、国分寺市消費生活条例第12条と消費者法の齟齬がある点について議論がありました。国分寺市被害救済委員会は、不適正基準について答申する権限がありますが、条例に関しては答申を述べることはできません。したがって、

現行の法律と市消費生活条例との齟齬を明確にするため、委員の皆様からの御意見と委員会の権限を踏まえ、付言事項において条例改正の必要性等を検討する必要があるという記載にさせていただきます。

この点について、御意見がなければ答申案に関する議論を進めてまいります。

委員

不適正基準第5(8)について、前回配布された改正案と異なるようですが、理由等があれば御説明いただけますか。

会長

民法改正により、瑕疵担保責任が削除されて契約不適合責任になりました。契約不適合責任には損害賠償や契約解除の規定はなく、追完を請求することができると規定されています。なお、損害賠償や契約解除の規定は債務不履行責任に一本化されました。

そこで、民法の規定に合わせ、損害賠償については消費者契約法第8条を踏まえた記述を別の不適正基準で設け、不適正基準第5(8)では追完請求を記載する形に整理しました。

委員

債務不履行に関する不適正基準を第5(2)として新設し、追完請求に関する不適正基準を第5(8)で記述としたという理解でよろしいでしょうか。

会長

はい、そのように整理しています。

副会長

民法の構造と不適正基準を合わせるということですね。

委員

不適正基準第2(3)の特定商取引法施行規則という記載については、前段で「特商法」に省略するとされているので「特商法」に統一できるのではないのでしょうか。

会長

答申の一番最初に正式名称を書き、続く場合は省略して「以下『特商法』という」に統一しましょう。

委員

(4)不適正基準第4(8)の解説文についてです。

改正案の中で「将来の」を削除したのであれば、これを示すのが良いと思います。合わせて、文章の構成として分かりやすいように、例えば中段の最後部「取消権の対象となった」を「締結した契約も追加された」とし「これを踏まえて『将来の』という文言を削除する必要がある。」という結論とするのが、文脈としても削除したことを示すこともできると思うのですが、いかがでしょうか。

副会長

もし「取消権の対象となった」を残すとすれば、冒頭の「取り消すことができる契約は」を削除するのが自然ですね。

会長

では、冒頭の「取り消すことができる契約は」を削除し、結びを「これを踏まえて『将来の』を削除する必要がある。」としましょう。

一文で表すと「また、将来生じ得る不安をあおられ困惑して契約した場合だけでなく、『現在』抱いている不安や『このような状況に乗じて』その重大な不利益を回避するためには契約締結が必要不可欠であると告げられて締結した契約も取消権の対象となった。これを踏まえて『将来の』を削除する必要がある。」ということになりますね。

委員

先ほど議論にあった債務不履行に関する新設について解説で触れるのがよいと考えます。例えば、不適正基準5(8)の解説の最後に「なお、債務不履行若しくは債務不履行に伴う不法行為に基づく損害賠償責任については、不適正基準第5(2)として新設するよう提案する。」という文章を入れておくべきだと考えます。

会長

そのように追加しましょう。

委員

ひらがなの「または」と漢字の「又」について、統一させるのはいかがでしょうか。

事務局

公用文では「故意又は重大な」については漢字を使用し、冒頭の「また」についてはひらがなを

使用しています。

加えまして、新旧対照表に近い表現にするため下線を引いておりますが、引き方に関してはいかがでしょうか。

会長

冒頭の「2 不適正基準の改正について」の説明文で、下線を付す主旨が分かるようにしましょう。

事務局

解説にも下線を引くのでしょうか。

委員

新旧を明確にするために下線を引くのがよいと思います。「2 不適正基準の改正について」の説明文で「なお、新旧の改正点を明確にするために下線を付してある。」という文章を追加してはいかがでしょうか。

会長

そのようにしましょう。

委員

先ほど御指摘があった「将来の」については、どのような下線を付すべきでしょうか。

委員

現行の「将来の生計」に下線を引いて、「生計」に下線を付せば、改正部分が分かると思います。ただ、新旧という意味であれば、解説に下線がないほうが分かりやすいのでは。

会長

一般の方にとっては、解説部分にも下線を引いてあれば分かりやすいと思いますが、いかがでしょうか。

副会長

下線があれば、重要な部分として認識しやすいですね。

会長

では、新旧と解説に下線を引くことにしましょう。

事務局

(5)不適正基準第5(1)の解説について「債務不履行解除権」を「債務不履行に基づく解除権」とするのはいかがでしょうか。

会長

そのようにしましょう。

委員

(3)不適正基準第4(1)の解説文「消費者を威迫して困惑させ、又は迷惑を覚えさせるような方法で」の後に、原文のとおり句点が必要でしょうか。

会長

そうですね、不適正基準の原文に沿って修正をお願いします。

では、本で行われた議論の結果をもって答申を決定いたします。

以上で第5次国分寺市被害救済委員会を閉会します。ありがとうございました。